

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ブレイスワン
主たる事務所の所在地	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町四丁目708 渋谷ビル2階
代表者（職名・氏名）	代表取締役 及川 和昭
設 立 年 月 日	平成 21年 4月 1日
電 話 番 号	048-640-2200

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	愛ステップ大宮	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町四丁目708 渋谷ビル2階	
電 話 番 号	048-640-2201	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	1176508503
管理者の氏名	及川 和昭	
通常の事業の実施地域	さいたま市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～23:00
平日	○	○	○	×
土・日・祝日	○	○	○	×
休業日	8月12日～8月15日、12月30日～1月3日			

時間帯により料金が異なります。

6. 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	実務者研修	1名(1)		1名(1)	業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修	3名(1)		3名(1)	利用調整 技術指導
訪問介護員	介護福祉士	2名(0)	3名(0)	5名(0)	入浴、排せつ 食事等の生活
	実務者研修	0名(0)	2名(0)	2名(0)	
	初任者研修	0名(0)	3名(1)	3名(1)	全般にわたる 援助
事務職員		0名	1名	1名	介護事務

※ () 内は男性人数を表します。

7. サービス提供の責任者

担当のサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたらお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	16,176円/月	1,618円	3,236円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	32,320円/月	3,232円	6,464円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(要支援2)	51,271円/月	5,128円	10,255円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,751円	276円	551円

(2) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、原則として口座引き落としにてお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月10日前後に郵送いたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及びさいたま市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止のための措置

(1) 事業者は利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。また、身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。

事業者は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービス提供に努めます。また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、利用者が虐待を受けている恐れがある場合には、ただちに防止策を講じて市区町村に報告します。

(2) 事業者は虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。

(3) 事業者は前項の措置を適切に実施するために、虐待防止検討委員会を設置します。委員会は概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。

(4) 事業者が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切な記録を行います。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限の他に代わる対応方法がない。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

12. ハラスメント対策の強化

事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

(1) 事業所内外において行われる優先的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼしそうになる）行為
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応します。

また、再発防止会議等により、同様案件が発生しないよう再発防止策を検討します。

(3) 職員に対してハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に職員による話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断をされた場合には、その行為者に対して関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約を解約する等の措置を講じます。

1 3. 感染症対策の強化

事業所において感染症等が発生、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

1. 職員の清潔保持、及び健康状態について必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
4. 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
5. 職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続に向けた取り組みの強化

(1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定第1号訪問事業の提供を継続的に実施し、非常時においても早期の業務再開が行えるよう計画（業務継続計画）を策定します。また、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 従業員訪問時のお願い

- (1) 従業員の訪問時には喫煙・飲酒はお控えください。
- (2) 従業員に対する心付け（飲食物、現物、金銭の提供など）はお控えください。
- (3) ペットはケージに入れる、リードにつなぐ、別室に移動する等に対応をしてください。
- (4) 社会通念上、職員が身の危険や苦痛を感じる可能性のある以下のような事柄が発生した際には、利用契約の解除等の措置を講じます。

身体的、精神的な暴力	物を投げつける、刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、大声、人格否定、部屋の出入り口に立ち続けるなど
セクシャルハラスメント	職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張る、抱きしめる、必要以上に距離を詰める、卑猥な写真や動画を片付けない・見せつける、性的な発言など
不当な要求	飲食物や金品等を持ち帰ることの強要、不要なケアの強要、謝罪の強要、利用料金の値下げ要求など

1 6. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

1 7. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 048-640-2201 担当 及川 和昭	月曜日から金曜日 午前9時から午後6時 時間外の対応については、携帯電話に転送して受付しております。
---------	-------------------------------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

①さいたま市 (保健福祉局 福祉部 介護保険課) TEL048-829-1264 (直通)

(大宮区役所 高齢介護課 介護保険係) TEL048-646-3068 (直通)

②埼玉県国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用) TEL048-824-2565

令和 年 月 日

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 さいたま市大宮区桜木町四丁目 708 渋谷ビル 2 階

事業者 (法人) 株式会社ブレイスワン

代表者職・氏名 代表取締役 及川 和昭 印

説明者職・氏名 印

私は事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者 (又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人 住所

氏名 印